長井市の中期財政見通し

令和6年6月長井市

1 はじめに

この「長井市の中期財政見通し」は行財政の運営及び関連する各種計画を見直す際の 参考となるよう今後5年間の見通しを示したものです。

長井市第六次総合計画の前期計画及びその関連計画等に基づき事業を実施した場合の 歳入と歳出を集計し、その収支を試算しました。収支の試算上の乖離については財源 確保対策を行うことにより収支の均衡を図ります。

市民の皆さんのご理解とご協力で成し得た行財政改革の成果により、本市財政は十分とはいえないまでも一定の健全度を保っています。現在、公共施設の整備事業をはじめ、きめ細かなソフト事業など、行財政改革期間中に実施できなかった施策を積極的に進めております。国と地方の社会・経済情勢や人口減少・少子高齢化の状況による影響も見極めつつ、また、大型公共施設にかかる起債の元金償還開始の影響による公債費の増嵩も念頭に、引き続き適切な行財政運営を継続していきます。

2 試算の前提条件

- (1) 試算の対象となる会計:一般会計
- (2) 試算する期間:令和6年度から令和10年度までの5年間
- (3) 試算の方法

歳出については、令和6年度当初予算を基に、「長井市第六次総合計画」及びその関連 計画等に基づく事業に関する経費を集計し、計上しました。

試算における歳入、歳出の推計方法は次のとおりです。

歳入

① 市税

市民税については、生産年齢人口の推移、税制改正による影響額等を見据えて推計しました。固定資産税及び都市計画税については、地価の水準や動向、新築住宅の着工状況等を考慮して推計しました。

② 譲与税・交付金

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金等については、 令和6年度当初予算を基に推計しました。

③ 地方交付税

普通交付税については、令和6年度当初予算額を基本に、国の地方財政対策が継続することを前提に伸び率を見込みました。基準財政需要額の事業費補正、密度補正及び公債費については令和6年度地方財政計画を基に、個別に加算、減算を行って推計しました。

特別交付税については、当面、現行水準が維持されるものと仮定し、推計しました。

④ 国・県支出金

実施予定の事業について現行の補助率を適用し推計しました。

⑤ 市債

実施予定の投資的経費について、現行の起債充当率を適用し推計しました。臨時財政対策債は制度が継続されるものと仮定し推計しました。

⑥ その他の歳入

過去の決算額の推移、各年度の動向などを参考に推計しました。

歳出

① 人件費

職員人件費は、現行の職員数を維持することを前提に、定年延長などの制度改正 を踏まえ、退職者数や新規採用者数の動向に合わせた見込額を推計しました。

② 扶助費

令和6年度当初予算計上額を基に、各年度の見込額を推計しました。

③ 公倩費

既に発行している市債の元利償還金に、投資的経費の財源として発行する予定の 市債及び臨時財政対策債の元利償還金を加算し、推計しました。

④ 投資的経費

投資的経費に分類される建設事業費等について、「長井市公共施設整備計画」に基づき、実施が見込まれる事業費を推計しました。

⑤ その他の歳出

「長井市第六次総合計画」に基づく実施計画及び令和6年度当初予算計上額を 基に、各年度の見込額を推計しました。

3 試算の結果

試算結果は次のとおりです。

(単位:百万円)

		(単				
		令 和 6年度	令 7年度	令 和 8年度	令 和 9年度	令 和 10年度
	市税	2, 997	3, 090	3, 088	3, 058	3, 057
	地方譲与税	167	167	167	167	167
歳	交 付 金	758	758	758	758	758
	地方特例交付金	121	20	20	20	20
	地方交付税	5, 274	5, 226	5, 218	5, 223	5, 187
	国・県支出金	3, 741	3, 632	3, 295	3, 233	3, 222
入	市 債	994	1, 152	1, 049	912	908
	(うち臨時財政対策債)	24	17	12	8	4
	その他	4, 381	3, 714	3, 580	4, 133	4, 122
	計 (A)	18, 433	17, 759	17, 175	17, 504	17, 441
	人 件 費	2, 892	3, 034	3, 004	2, 994	2, 998
	扶 助 費	3, 110	2, 926	2, 997	3, 069	3, 144
歳	公 債 費	1, 625	1, 709	1, 880	2, 022	2, 068
	物件費	3, 202	3, 429	3, 074	2, 950	2, 979
	補助費等	3, 087	3, 108	2, 939	3, 008	2, 875
	繰 出 金	1, 063	1, 063	1, 062	1, 062	1,061
出	投資的経費	1, 331	1, 627	1, 394	1, 771	1, 774
	その他	2, 123	2, 097	1, 936	1, 935	1, 935
	計 (B)	18, 433	18, 993	18, 286	18, 811	18, 834
	歳 入 ・ 歳 出 差 引 (C) = (A) - (B)	0	△1, 234	△1, 111	△1, 307	△1, 393

[※] 令和6年度については当初予算額に前年度からの繰越事業費、令和6年度一般会計補正予算 第1号を加算しています。

4 収支の見通し(財源確保対策後)

試算における収支の乖離については、今後も引き続き、歳入・歳出両面における財源 確保対策を講じて収支の均衡を図ります。

(単位:百万円)

		令 和 6年度	令 和 7年度	令 和 8年度	令 和 9年度	令 和 10年度
Ē	歳 入 ・ 歳 出 差 引 (C)	0	△1, 234	△1, 111	△1, 307	△1, 393
	1. 1.81-4. 1					
	市有財産の処分	A 150		15		
	基金の有効活用 うち財政調整基金	$\begin{array}{c} \triangle 150 \\ \triangle 150 \end{array}$				
歳	うち公共施設整備基金	△100				
入	うち減債基金					
にお	移住・定住の促進、子育て・教育 環境整備事業等による効果		8	17	25	33
ける	観光・交流事業等による効果		1	2	4	6
対策	介護予防・健康づくり・スポーツ 振興事業等による効果		1	1	1	1
	その他の効果	150	460	460	460	460
	計 (D)	0	470	495	490	500
歳出に	計画的な事業執行 効率的・効果的事業展開 事務事業の見直し 経常経費の節減 市民との協働 民間・他行政機関との連携 等		1, 135	903	922	966
おける	基金積立による財源調整・後年度 負担の軽減		△70	△70	△70	△70
対対	うち財政調整基金		△50	△50	△50	△50
策	うち公共施設整備基金					
	うち減債基金		△20	△20	△20	△20
	減債対策(繰上償還の実施) 減債対策(繰上償還の効果)		△301	△301 84	△201 166	△201 198
	計 (E)	0	764	616	817	893
財活	原確保対策の総額(F=D+E)	0	1, 234	1, 111	1, 307	1, 393
対領	策後の歳入・歳出差引(C+F)	0	0	0	0	0

5 財政指標等について(普通会計)

収支の見通しを基に、地方財政健全化法において財政健全化の判断基準とされる財政 指標の試算結果は次のとおりです。

実質公債費比率については、繰上償還等の対策を講じていきますが、大規模公共施設にかかる起債の元金償還が始まることにより上昇し、令和9年度に17%を超えると見込まれます。また、将来負担比率は200%台で推移する見込みです。実質赤字比率、連結実質赤字比率については数値の計上見込みはありません。

	令 和 6年度	令 7年度	令 和 8年度	令 和 9年度	令 和 10年度	
実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_	
連結実質赤字比率(%)	_	-	_	_	_	
実質公債費比率(%)	14. 6	15. 8	16. 4	17. 1	17. 4	
将来負担比率(%)	247. 7	242. 9	237. 3	225. 3	214. 3	
地方債現在高(百万円)	24, 369	23, 629	22, 705	21, 708	20, 685	
うち臨時財政対策債等	(3, 946)	(3, 579)	(2, 993)	(2, 584)	(2, 278)	
財政調整基金残高(百万円)	203	253	303	353	403	

- 注1: 実質公債費比率は財政規模に対する単年度あたりの借入金の返済割合を示すもので、地方公共団体の資金繰りにかかる健全度を示す指標です。3ヵ年の平均値を算出し、25%以上で早期健全化基準(イエローカード)、35%以上で財政再生基準(レッドカード)とされています。また、18%以上になると、起債に際し国の許可が必要となります。
- 注2: 将来負担比率は財政規模に対する負債全体の大きさを示す指標で、中長期的な視点で財政を圧迫する可能性をみるための指標です。早期健全化基準のみが示されており、その基準は350%とされています。
- 注3: 「うち臨時財政対策債等」には臨時財政対策債、地方税減税補填債を計上していますが、 これらについては、後年度、地方交付税により全額補てんされる制度となっています。